

株主総会ご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【株主の皆さまへのお願い】
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議決権行使は書面（郵送）またはインターネット等で行い、総会へのご出席を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、株主の皆さまへは、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ぜひご利用ください。

第207回 定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所

三重県津市丸之内31番21号
当行丸之内本部棟 2階大講堂

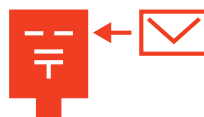
▶ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

株式会社百五銀行

証券コード：8368

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



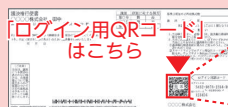
議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくは4頁へ

百五銀行企業理念

百五銀行の使命

信用を大切にすることを社会に促します。

百五銀行は、信用が社会の基本だと考えます。
健全な金融活動を通じて、活力と潤いに満ち、互いに信頼し合える社会づくりにつとめます。

百五銀行の経営

公明正大で責任ある経営を行います。

百五銀行は、倫理を重んじ、自主独立の精神で公明正大な経営を行います。
堅実で力強い発展をめざし、責任ある経営で社会の信頼に応えます。

私たちの行動

良識ある社会人として誠実に行動します。

私たちは、良き社会人として、知見を深め、良心にしたがって行動します。
感謝の心で誠意をつくし、明るく元気に、新しいことに挑戦します。

目次

第207回定時株主総会招集ご通知……………	1	添付書類	
議決権行使についてのご案内……………	3	事業報告……………	14
株主総会参考書類		計算書類……………	36
第1号議案 剰余金処分の件……………	7	連結計算書類……………	38
第2号議案 定款一部変更の件……………	8	監査報告書……………	40
第3号議案 取締役1名選任の件……………	9	株主総会会場ご案内図	
第4号議案 監査役1名選任の件……………	12		



ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第207回定時株主総会を6月23日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

さて、当行では本年4月から新中期経営計画「KAI-KAKU150 2nd STAGE『未来へのとびらⅡ』～グリーン&コンサルバンクグループをめざして～」に取り組んでおります。

この計画では、5つの基本方針「カーボンニュートラルへの取組みの強化」「ビジネスモデルの強化」「生産性の向上」「経営基盤の強化」「SDGs/ESGの浸透」を掲げ、持続可能なビジネスモデルの構築を通じ、グループをあげて豊かで活力ある社会の実現をめざしてまいります。

今後とも株主の皆さまのご信頼にお応えできるよう、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、何卒一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

2022年6月

取締役頭取

伊藤 歳恭

当行「第207回定時株主総会」における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年6月23日（木曜日）に開催を予定しております当行第207回定時株主総会におきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記のと通りの対応を実施させていただきます。株主の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 株主の皆さまへのお願い

- ・本株主総会への出席をご検討されている株主さまにおかれましては、当日までの新型コロナウイルスの感染状況やご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。
- ・特にご高齢の株主さま、基礎疾患のある株主さま、妊娠されている株主さま、小さなお子さまをお連れの株主さま、体調にご不安のある株主さまにおかれましては、本株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
なお、株主の皆さまへは、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ぜひご利用ください。
- ・本株主総会の議決権行使は、総会へご出席いただく方法のほか、書面（郵送）またはインターネット等による方法もございますので、これらのご利用もぜひご検討ください。
<議決権行使期限：2022年6月22日（水曜日）午後5時15分 到着分／入力分 まで>
* 詳細につきましては、3～4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

2 ご来場される株主の皆さまへのお願い

- ・ご来場される株主の皆さまにおかれましては、アルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願い申し上げます。
- ・当日は、ご来場される株主の皆さまの体温をサーモグラフィにて検温させていただきます。体温の高い株主さまには、本株主総会へのご入場・ご出席をお控えいただくようお願いする場合がございます。
- ・体調不良と見受けられる株主さまには、運営スタッフがお声掛けさせていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・会場内では、運営スタッフの誘導に従ってご着席をお願い申し上げます。

3 当行の対応について

- ・株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、時間を短縮して行う予定です。また、株主さまからのご質問数などを制限させていただく場合がございます。
- ・本株主総会の出席役員および運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・昨年に引き続き、ご自宅等で株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主さま限定の株主総会ライブ配信を実施いたします。
※ライブ配信の視聴方法等につきましては、5～6頁に記載の「株主総会ライブ配信のお知らせ」をご参照ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じるときは、速やかにインターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきますので、株主の皆さまはあらかじめ当行ウェブサイトで情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイトURL <https://www.hyakugo.co.jp/>

以 上

(証券コード 8368)
2022年6月2日

株 主 各 位

三重県津市岩田21番27号
株式会社百五銀行
取締役頭取 伊藤 歳 恭

第207回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第207回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面(郵送)または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月22日(水曜日)午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月23日(木曜日) 午前10時(午前9時開場)

2 場 所 三重県津市丸之内31番21号 当行丸之内本部棟 2階大講堂
(裏面の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会当日の議場の模様は、動画によるライブ配信を予定しております。株主の皆さまはウェブサイトにてご覧いただけますので、5ページから6ページをご確認の上、ご利用をご検討ください。

3 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第207期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
 2. 第207期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

4 議決権行使等についてのご案内

(1) 議決権行使書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト [https://evote.tr.mufig.jp/] にアクセスしていただき、画面の案内に従って前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面（郵送）と電磁的方法（インターネット等）双方で議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(4) インターネット開示事項について

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令および当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (https://www.hyakugo.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

なお、監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

また、会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

以 上

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ **駐車場のご用意ができませんので、株主さまにおかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。**
- ▶ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイト (https://www.hyakugo.co.jp/) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ▶ インターネットにより開示いたしました事項の郵送をご希望の株主さまは、総務部総務課（電話059-223-2305）までお知らせくださいますようお願い申し上げます。
なお、当日受付にも備え置きますので、ご希望の株主さまはご自由にお持ちいただけます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネット等による議決権行使を通じて株主総会にご参加くださいますようお願い申し上げます。



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月22日(水)午後5時15分到着



当行指定の議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日(水)午後5時15分まで

ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

詳細は次頁をご覧ください。

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年6月23日(木)午前10時(午前9時開場)

株主総会次第

① 報告事項の報告

金融経済環境
事業の経過および成果
貸借対照表および損益計算書
連結貸借対照表および連結損益計算書
当行が対処すべき課題

② 決議事項の議案説明

③ 質疑応答

④ 議案の採決

⑤ 閉会

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
7頁からの株主総会参考書類をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

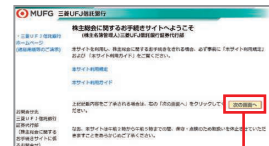
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

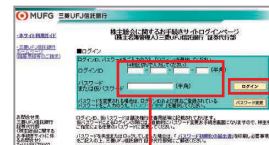
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



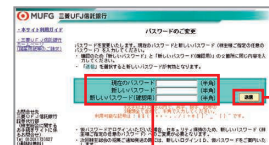
「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワードを入力し、「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

【機関投資家の皆さまへ】

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



株主総会ライブ配信のお知らせ

ライブ配信によるご参加のお願い

新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、株主の皆さまの安全確保と感染拡大防止のため**事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます(事前の議決権行使方法は3～4ページをご参照ください)**。

本株主総会の模様は、ライブ配信によりご覧いただけます。ご自宅などから、パソコン、タブレット、スマートフォンなどにより株主総会の模様をご覧いただけますので、ぜひご利用ください。

新型コロナウイルスの感染状況、政府などの発表内容、その他の事情によりライブ配信を含む本株主総会の運営などに関して変更が生じる場合は、当行ウェブサイト(<https://www.hyakugo.co.jp/>)にてお知らせいたします。

ご注意 ⚠


- ・ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められておりませんので、当日の決議に参加することはできません。事前に議決権行使をお済ませください。
また、質問や動議を行うこともできませんのであらかじめご了承ください。
- ・事前行使をされた場合でも、ライブ配信をご覧いただくことができます。
- ・ライブ配信をご覧いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為およびSNSなどでの無断公開は固くお断りします。
- ・ライブ配信にあたりご出席株主さまのお姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ご使用のパソコン・タブレット・スマートフォンの機種やインターネットの接続環境などにより、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金などは、株主さまのご負担となります。

ライブ配信日時

2022年6月23日(木)午前10時より (配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。)

ライブ配信に
関する
お問い合わせ先

ご不明な点は、三菱UFJ信託銀行(株)までお問い合わせください。

 **0120-676-808**
(通話料無料)

受付時間

6/22(水)まで:土日祝日を除く平日午前9時～午後5時
6/23(木):株主総会当日 午前9時～株主総会終了まで

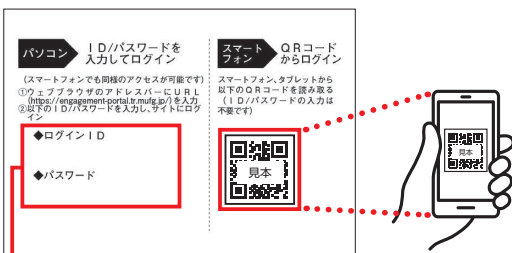
ご視聴方法

すべて、**株主総会オンラインサイト**(Engagement Portal)から行っていただけます。

1 専用サイトへアクセス・ログイン

QRコードを読み取ってログイン

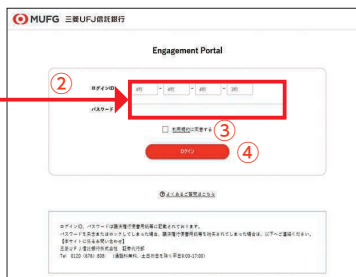
▼ 同封の「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」右下 (イメージ)



同封のご案内用紙に印字された**株主さま固有のQRコード**をスマートフォン等で読み取っていただくと、「**ログインID**」と「**パスワード**」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。

*「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主さま認証画面からログイン

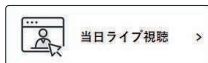


- 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセス
URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>
- 同封のご案内用紙に記載の**ログインID**と**パスワード**を入力
(株主さま固有のものです)
- 利用規約をご確認の上、「**利用規約に同意する**」にチェック
- 「**ログイン**」ボタンをクリック

*画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます。

2 ポータルサイトにてライブ視聴(株主総会当日)

- 専用サイトのポータルサイトに表示されている以下「**当日ライブ視聴**」をクリック



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能です。

- 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**視聴する**」をクリック
- 当日ライブ視聴ページが表示されます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当行は長期にわたる安定した経営基盤の確保に努めるため、内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、2022年3月期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金5.5円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、1,394,704,762円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月24日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	10,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	10,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当銀行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第一項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第二項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
<p>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>第18条（電子提供措置等） 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>二 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役若狭一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本取締役候補者は取締役若狭一郎氏の後任として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。



なか むら あつ し
中 村 篤 志

新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年4月 明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）入社

2010年4月 同 高松支社長

2011年4月 同 四国東支社長

2014年4月 同 営業企画部長

2016年4月 同 執行役員 企画部長

2018年4月 同 常務執行役

2022年4月 同 専務執行役（現任）

生年月日

1964年3月12日生

所有する当行の株式の数

0株

（重要な兼職の状況）

明治安田生命保険相互会社 専務執行役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、新任の社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 取締役候補者中村篤志氏と当行との間には特別な利害関係はありません。
2. 中村篤志氏は、社外取締役の候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は定款の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に、中村篤志氏が選任された場合、当該契約を締結する予定であります。
4. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は当行取締役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。本総会において社外取締役に、中村篤志氏が選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であり、また、当該保険契約は2023年2月に更新される予定であります。なお、保険料は当行が全額負担しております。

ご参考

当行では、社内取締役が専門性と経験を有する分野および社外取締役に特に期待する分野を示しております。本議案の承認が得られた場合は、中村篤志氏を含む総会後の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

【社内取締役】

	氏名		当行における地位	社内取締役が専門性・経験 (担当役員又は所管部署)を有する分野					
				経営 戦略	法務・ リスク管理	人事 労務	営業	市場 運用	IT・ システム
①	伊藤 歳 恭	男性	取締役会長	●				●	●
②	杉 浦 雅 和	男性	取締役頭取	●	●			●	
③	山 崎 計	男性	取締役専務執行役員	●		●		●	
④	藤 原 悟	男性	取締役常務執行役員		●	●			●
⑤	南 部 昌 己	男性	取締役常務執行役員				●		●
⑥	加 藤 徹 也	男性	取締役常務執行役員	●			●		

【社外取締役】

	氏名		当行における地位	社外取締役に特に期待する分野			
				企業 経営	金融	ESG・ サステナビリティ	グローバル
⑦	小 林 長 久	独立 男性	取締役	●			●
⑧	川喜田 久	独立 男性	取締役	●		●	
⑨	西 岡 慶 子	独立 女性	取締役	●			●
⑩	中 村 篤 志	独立 男性	取締役		●	●	

- ・上記一覧表は、各取締役の有する専門性・経験・知見のうち、とりわけ強みのある分野・期待される分野を記載しており、各取締役の有する全ての専門性・経験・知見を表すものではありません。
- ・「独立」表示は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員です。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役西田孝氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



生年月日

1960年7月12日生

所有する当行の株式の数

0株

うち だ か ず と
内 田 和 人

新任

社外監査役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	2019年4月	同 取締役常務執行役員
2016年5月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常務執行役員 市場部門副部門長	2019年6月	同 顧問（現任）
2017年5月	同 常務執行役員 市場部門長 株式会社三菱フィナンシャル・グループ 常務執行役員 市場事業本部副本部長	2019年6月	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 顧問（現任） モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 取締役会長（現任）
2017年6月	株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役常務執行役員 市場部門長 MUFJ Securities Americas Inc. 取締役（現任）	2019年7月	MUFJ Union Bank,N.A.取締役 MUFJ Americas Holdings Corporation取締役
2018年4月	株式会社三菱UFJ銀行 取締役常務執行役員 市場部門長		(重要な兼職の状況) モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 取締役会長 (2022年6月29日退任予定)

社外監査役候補者とした理由

長年、銀行・証券会社などの経営に携わり、金融業界における豊富な経験と財務に関する幅広い見識等を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会、監査役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行うなど、適切に監査活動を行うことができると判断し、新任の社外監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 監査役候補者内田和人氏が取締役会長であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。
2. 内田和人氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は定款の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外監査役に、内田和人氏が選任された場合、当該契約を締結する予定であります。
4. 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は当行監査役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。本総会において社外監査役に、内田和人氏が選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であり、また、当該保険契約は2023年2月に更新される予定であります。なお、保険料は当行が全額負担しております。

以上

第207期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本支店110か店、34出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、M&A・シンジケートローン等にも積極的に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えしております。

金融経済環境

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の断続的な影響により、経済社会活動の抑制を余儀なくされたほか、部品供給不足や原材料価格の上昇などにより、生産や輸出、個人消費は一進一退で推移しました。当行の主要な営業地域である三重県・愛知県下の経済につきましても、観光関連の産業や飲食・サービス業を中心に、強い下押し圧力が続きました。

先行きにつきましては、万全な感染対策のもと、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、感染症による影響に加え、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のなかで、当行は株主の皆様をはじめお客さまの力強いご支援のもと、全行をあげて業績の伸展と経営の合理化・効率化に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域企業を積極的に支援するとともに、地域金融の円滑化や地域創生、地域の脱炭素化に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に努め、お客さまや地域社会との一層の関係強化をはかってまいりました。

新型コロナ関連の取組み状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先企業の資金繰り支援や各種コンサルティングを通じた事業の再構築支援を行ってまいりました。昨年6月には、中小企業基盤整備機構、三重県内外の地域金融機関および三重県信用保証協会と協同して「みえ中小企業活性化ファンド」を組成し、主に新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した三重県内の中小企業の再生支援を行ってまいりました。

脱炭素化への取組みといたしましては、昨年6月に「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提

言への賛同を表明いたしました。百五銀行グループは、岩田本店棟および丸之内本部棟で利用する電力として、中部電力ミライズ株式会社の提供する「三重美し国Greenでんき」を利用するなど、温室効果ガス排出量の削減を進めております。

また、再生可能エネルギーファンドの運営を通じて、再生可能エネルギー電力を「つくる」から「つかう」まで一貫して実施するZエナジー株式会社の設立への参画や、お預かりした預金を再生可能エネルギー分野の事業に融資するグリーン預金、お客さまの企業活動が経済・社会・環境にもたらすインパクトを包括的に評価・支援するポジティブ・インパクト・ファイナンスの取扱いを開始するなど、本業を通じた地域の脱炭素化支援にも取り組んでまいりました。

地域創生への取組みといたしましては、当行の投資専門子会社である百五みらい投資株式会社を通じて、事業承継支援を目的とするファンド「AIDMA（アイドマ）2号投資事業有限責任組合」を設立し、お客さまの高まる事業承継ニーズに幅広く対応できる体制を充実してまいりました。

店舗につきましては、店舗ネットワークの適正化をめざし、7つの支店（江場、新道、桜、白塚、六軒、伊勢御園、富田駅前）と6つの出張所（大安、笹川、城北、木屋町、五軒町、楠部）を、近隣店舗に店舗内店舗方式により移転・統合いたしました。移転した店舗の跡地には近隣店舗との距離などを考慮し、1つのプラザ出張所（伊勢御園）を開設いたしました。その結果、当期末の店舗数は110か店、34出張所となりました。店舗外現金自動設備につきましては、自行分とコンビニATMの合計で50,163か所・52,513台となりました。

SDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）への取組みといたしましては、「SDGs私募債（寄付型）」の取扱いを通じて、取引先企業の学校などに対する寄付活動を支援いたしました。

そのほか、次世代育成支援対策推進法にもとづく「プラチナくるみん認定」や、優良な健康経営に取り組んでいる法人として2018年度から連続で5回目となる「健康経営優良法人～ホワイト500～」の認定を取得いたしました。

また、昨年6月には厚生労働大臣より、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にもとづく「えるぼし認定」最高位（3段階目）を取得いたしました。さらに、昨年8月より副業制度を導入することで、従業員の多様な働き方を支援するとともに、主体的なキャリア形成やセカンドライフ準備を支援しております。

次に業績を見ますと、預金は個人預金が堅調に推移したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ2,615億円増加し、5兆6,495億円となりました。また、投資信託預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ197億円増加し、1,218億円となりました。公共債預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ2億円減少し、274億円となりました。

一方、貸出金は住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度

末に比べ2,354億円増加し、4兆2,237億円となりました。

また、有価証券の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ2,506億円減少し、1兆4,590億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことや、役務取引等収益が増加したことなどから、前事業年度に比べ32億80百万円増加し、819億95百万円となりました。

一方、経常費用はその他経常費用や営業経費は減少したものの、国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加したことなどから、前事業年度に比べ20億79百万円増加し、635億75百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ12億円増加し、184億19百万円となりました。

また、当期純利益は前事業年度に比べ7億74百万円増加し、129億75百万円となりました。

当行が対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、人口減少や競争の激化に加え、新型コロナウイルス感染症流行の長期化やそれともなう生活様式の変化、気候変動リスクの顕在化など、厳しさを増しております。

このような環境変化に対応するため、当行では中期経営計画「KAI-KAKU150 2nd STAGE『未来へのとびらⅡ』～グリーン&コンサルバンクグループをめざして～」を策定し、本年4月より取り組んでおります。この計画では、長期ビジョンを刷新するとともに、5つの基本方針「カーボンニュートラルへの取組みの強化」「ビジネスモデルの強化」「生産性の向上」「経営基盤の強化」「SDGs/ESGの浸透」を掲げ、持続可能なビジネスモデルの構築を通じ、豊かで活力ある社会の実現をめざしてまいります。

「カーボンニュートラルへの取組みの強化」では、お客さまの脱炭素化支援と百五銀行グループの脱炭素化を進めることで、グリーンな社会作りに貢献いたします。

「ビジネスモデルの強化」「生産性の向上」では対面・非対面のチャネルの再構築とデータ利活用に基づく業務効率化を通じて生産性の向上を徹底的に追求し、貸出金収益と役務収益を増強してまいります。

「経営基盤の強化」「SDGs/ESGの浸透」では、コンサル人材やデータ利活用人材の育成、多様な人材のキャリア支援など人的資本への投資とともに、気候変動リスクをはじめとした新たなリスクへの対応を随時実施していくことで、経営基盤を盤石なものとしてまいります。

今後とも皆様のご信頼にお応えし、地域社会と当行の発展のため、全従業員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預	金	4,882,986	4,950,887	5,387,976	5,649,515
	定期性預金	2,065,096	2,013,620	2,010,085	1,966,604
	その他	2,817,889	2,937,267	3,377,890	3,682,910
貸	出 金	3,441,753	3,631,051	3,988,368	4,223,771
	個人向け	1,188,146	1,378,725	1,581,166	1,806,575
	中小企業向け	1,260,720	1,260,496	1,379,335	1,422,102
	その他	992,886	991,828	1,027,866	995,092
商 品 有 価 証 券		23	18	15	36
有 価 証 券		1,741,466	1,743,857	1,709,693	1,459,074
	国 債	541,697	468,619	292,439	231,022
	その他	1,199,769	1,275,237	1,417,253	1,228,052
総 資 産		6,249,680	6,423,361	7,426,231	7,719,562
内 国 為 替 取 扱 高		31,028,394	31,905,529	30,964,180	31,490,623
外 国 為 替 取 扱 高		百万ドル 2,504	百万ドル 2,728	百万ドル 2,481	百万ドル 2,892
経 常 利 益		15,023	13,144	17,219	18,419
当 期 純 利 益		10,766	11,371	12,200	12,975
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		円 銭 42 43	円 銭 44 80	円 銭 48 04	円 銭 51 13

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

3 使用人の状況

当 年 度 末	
使 用 人 数	2,329 人
平 均 年 齢	40 年 11 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 11 月
平 均 給 与 月 額	408 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4 営業所等の状況

イ 営業所数

当 年 度 末	
三 重 県	店 120 うち出張所 (34)
愛 知 県	21 (一)
東 京 都	1 (一)
大 阪 府	1 (一)
和 歌 山 県	1 (一)
合 計	144 (34)

- (注) 上記のほか、駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

当 年 度 末	
駐 在 員 事 務 所	2 か 所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	50,163 か 所

当年度末の店舗外現金自動設備のうち、12,100か所については、株式会社イーネットとの提携により設置したイーネットATM、24,368か所については、株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATM、13,501か所については、株式会社ローソン銀行との提携により設置したローソン銀行ATMであります。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
河崎支店 伊勢御園プラザ出張所	三重県伊勢市御園町新開6番地の1

(注) 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

桑名支店	一号館江場店出張所	(三重県桑名市)
伊勢支店	新道出張所	(三重県伊勢市)
菰野支店	桜出張所	(三重県四日市市)
松阪支店	六軒出張所	(三重県松阪市)
名張支店	イオン名張店出張所	(三重県名張市)
富田支店	富田駅前出張所	(三重県四日市市)
名張支店	青山複合施設出張所	(三重県伊賀市)
上野支店	セブン-イレブン伊賀忍者市駅南店出張所	(三重県伊賀市)

2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

伊勢支店	伊勢市駅前出張所	(三重県伊勢市)
上野支店	上野中央出張所	(三重県伊賀市)
桜支店	スーパーサンシ桜花台店出張所	(三重県四日市市)
富田支店	四日市看護医療大学出張所	(三重県四日市市)
松阪支店	松阪ショッピングセンター出張所	(三重県松阪市)
尾鷲支店	プライスカット尾鷲店出張所	(三重県尾鷲市)
四日市支店	富士電機三重出張所	(三重県四日市市)
亀山支店	亀山市役所出張所	(三重県亀山市)
名張支店	青山出張所	(三重県伊賀市)
県庁支店	警察本部出張所	(三重県津市)

5 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,021
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
内宮前支店の新築建替	177
富田支店及び富田駅前支店の新築移転	412

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本		その他
			当行が有する 子会社等の 議決権比率	資本	
百五ビジネスサービス株式会社	三重県津市本町33番21号	現金等の精査整理業務	百万円 40	% 100	—
百五管理サービス株式会社	三重県津市高茶屋七丁目6番70号	文書帳簿等保管管理業務	30	100	—
百五不動産調査株式会社	三重県津市岩田21番27号	担保不動産の調査及び評価業務	20	100	—
百五オフィスサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	手形・債券等の集中保管・管理業務	20	100	—
百五スタッフサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	職業紹介業務及び労務管理業務	20	100	—
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号	金融商品取引業務	3,000	100	—
株式会社百五カード	三重県津市栄町三丁目123番地1	クレジットカード業務及び信用保証業務	50	100	—
百五リース株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	リース業務	50	65	—
株式会社百五総合研究所	三重県津市岩田21番27号	地域産業調査及びコンサルティングに関する業務	30	40	—
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田21番27号	コンピュータによる情報処理業務	30	5	—
百五みらい投資株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	投資事業有限責任組合の組成・運営業務	70	100	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員 の 状 況

(2021年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
伊 藤 歳 恭	(代表取締役) 取締役頭取	津商工会議所 会頭	
杉 浦 雅 和	(代表取締役) 取締役 専務執行役員 コンプライアンス統括部、 秘書室 担当 秘書室長 委嘱		
山 崎 計	取締役常務執行役員 経営企画部、 デジタルイノベーション部、 リスク統括部 担当		
藤 原 悟	取締役常務執行役員 資金運用本部、資金証券部、 東京営業部、人事部、 ダイバーシティ推進部 担当 資金運用本部長 委嘱		
南 部 昌 己	取締役常務執行役員 営業本部、営業開発部、 ソリューション営業部、 ローン統括部、 公務部、国際営業部 担当 営業本部長 委嘱		
加 藤 徹 也	取締役常務執行役員 事務本部、事務統括部、 システム統括部、 総務部、融資統括部 担当 事務本部長 委嘱		
小 林 長 久	取 締 役 (社外取締役)	日本トランスシティ株式会社 取締役特別顧問	
川喜田 久	取 締 役 (社外取締役)	三重トヨタペット株式会社 代表取締役会長	
若 狭 一 郎	取 締 役 (社外取締役)	明治安田システム・テクノ ロジー株式会社 代表取締役会長	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
西岡慶子	取締役（社外取締役）	株式会社光機械製作所 代表取締役社長 井村屋グループ株式会社 社外取締役 国立大学法人三重大学 理事・副学長	
中津清晴	常勤監査役		
中川崇	常勤監査役		
西田孝	監査役（社外監査役）	北野建設株式会社 社外監査役	
鶴岡信治	監査役（社外監査役）	学校法人鈴鹿医療科学大学 医用工学部医療健康データ サイエンス学科 学科長・特任教授	
川端郁子	監査役（社外監査役）	川端法律事務所 代表弁護士	

- (注) 1. 社外取締役小林長久、川喜田久、若狭一郎、西岡慶子、社外監査役西田孝、鶴岡信治、川端郁子につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 社外監査役川端郁子は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任日
田中秀人	取締役専務執行役員	2021年6月23日（任期満了）
柳谷剛	取締役常務執行役員	2021年6月23日（任期満了）

(ご参考)

2022年4月1日付異動及び担当の変更

氏名	地位及び担当
山崎 計	取締役常務執行役員 経営企画部、リスク統括部担当
藤原 悟	取締役常務執行役員 資金証券部、東京営業部、大阪営業部、人事部担当
南部 昌己	取締役常務執行役員 営業本部、営業開発部、法人コンサルティング部、ローン統括部、 公務部、国際営業部担当 営業本部長委嘱
加藤 徹也	取締役常務執行役員 事務統括部、システム統括部、総務部、融資統括部担当

当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(2021年度末現在)

氏名	地位及び担当
海住 禎人	常務執行役員 百五証券株式会社代表取締役社長
宮下 昌幸	執行役員 南勢支社長委嘱
野呂 茂樹	執行役員 融資統括部長委嘱
新開 正浩	執行役員 システム統括部長委嘱
荒木田 豊	執行役員 北勢支社長委嘱
鶴田 輝朗	執行役員 資金証券部長委嘱
北澤 浩二	執行役員 中勢支社長兼本店営業部長委嘱
浦出 雅人	執行役員 愛知支社長委嘱
浦田 康寛	執行役員 経営企画部長委嘱

2 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして支払われるものであり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には常勤取締役の報酬は、固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬ならびに株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うことといたします。

確定金額報酬は、年間総支給額300百万円以内とし、役割や責任に応じて月次で支給いたします。

業績連動型報酬は、単年度（前年度）の業績に応じて、年1回、定時株主総会後に支給する報酬であり、対象となる事業年度の当期純利益の0.9%を総支給額といたします。ただし、その上限額は100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合は支給額0円といたします。

株式報酬型ストック・オプションは、中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、総割当額30百万円以内で、年1回、新株予約権を割り当ていたします。

常勤取締役の種類別の報酬割合については、確定金額報酬：業績連動型報酬：株式報酬型ストック・オプション＝70：25：5（業績連動型報酬が満額支払われる場合）を目安として、役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定いたします。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得るものといたします。上記の委任を受けた取締役頭取は当該助言の内容を尊重して決定をしなければならないことといたします。なお、株式報酬型ストック・オプションはコーポレートガバナンス会議の助言を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、コーポレートガバナンス会議に諮問し審議・助言を得た後、経営会議、取締役会の決議を得て決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額		
			確定金額 報 酬	業績連動型 報 酬	株 式 報 酬 型 ストック・オプション
取 締 役	12人	336	220	100	16
監 査 役	5人	61	61	—	—

(注) 1. 確定金額報酬、業績連動型報酬は、2011年6月24日開催の第196回定時株主総会において決議されており、株式報酬型ストック・オプションは、2021年6月23日開催の第206回定時株主総会において決議されております。

各報酬の決議内容は以下のとおりであります。

- (1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額（確定金額報酬額）については年額300百万円以内、監査役の報酬額（確定金額報酬額）については年額65百万円以内としております。
- (2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円とします。
- (3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

上記(1)の定めに係る役員の員数は取締役13名および監査役5名、(2)の定めに係る役員の員数は取締役13名、(3)の定めに係る役員の員数は取締役6名であります。

2. 業績連動型報酬に係る指標は、業績との連動性を明確かつ明瞭にするため当期純利益としております。なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、1. [2]財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
3. 当行は、取締役会の委任決議にもとづき取締役頭取伊藤歳恭が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定するには取締役頭取が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得ており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する確定金額報酬のみとしております。支給時期、配分等については、監査役の協議により決定しております。

3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小林 長久	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
川喜田 久	同上
若狭 一郎	同上
西岡 慶子	同上
西田 孝	同上
鶴岡 信治	同上
川端 郁子	同上

4 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役 当行監査役 当行執行役員	当行は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、填補する額に限度額や免責金額を設けることなどにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は当行が全額負担しております。

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小林 長久	日本トランスシティ株式会社取締役特別顧問 (当行は同社と貸出取引があります)
川喜田 久	三重トヨペット株式会社代表取締役会長 (当行は同社と貸出取引があります)
若狭 一郎	明治安田システム・テクノロジー株式会社代表取締役会長 (当行と同社との間には特別の関係はありません)
西岡 慶子	株式会社光機械製作所代表取締役社長 (当行は同社と貸出取引があります) 井村屋グループ株式会社社外取締役 (当行は同社と貸出取引があります) 国立大学法人三重大学理事・副学長 (当行は同法人と貸出取引があります)
西田 孝	北野建設株式会社社外監査役 (当行と同社との間には特別の関係はありません)
鶴岡 信治	学校法人鈴鹿医療科学大学医用工学部医療健康データサイエンス学科 学科長・特任教授 (当行は同法人と貸出取引があります)
川端 郁子	川端法律事務所代表弁護士 (当行と同事務所との間には特別の関係はありません)

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
小林 長久	8年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。なお、コーポレートガバナンス会議では議長を務め、深度ある議事進行を行っております。
川喜田 久	6年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
若狭 一郎	3年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。
西岡 慶子	1年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。
西田 孝	3年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	銀行・証券会社での勤務や監査役としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。
鶴岡 信治	2年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。
川端 郁子	2年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	検事および弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

支給人数	銀行からの報酬等の総額	銀行からの報酬等の種類別の総額			銀行の親会社等からの報酬等
		確定金額報酬	業績連動型報酬	株式報酬型ストック・オプション	
社外役員	7人	37	37	—	—

5. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 鈴木賢次 山田昌紀 藤澤孝	55	(非監査業務の内容) TCFDに係るアドバイザリー業務 コンプライアンス・リスク管理高 度化に係る調査業務

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は60百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当行の子会社及び子法人等である百五証券株式会社、百五リース株式会社は、当行の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人が継続してその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に付議する方針であります。

6. 業務の適正を確保する体制

(内部統制システムの基本方針)

当行は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。2022年4月1日付本部組織の改定等を踏まえて一部改定をしました「内部統制システムの基本方針」は以下のとおりであります。

1 法令等遵守体制

- ① コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。
コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。
- ② お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。
顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。
- ③ 会社情報の適時・適切な開示を実施する体制を整備するため「IRに関する基本方針」及び「会社情報の適時開示に関する規則」を定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても充実を図る。
- ④ 内部監査部門として執行部門から独立した業務監査部を設置し、監査結果について業務監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。
- ⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部、弁護士を通報窓口とする内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部マネロン・テロ資金供与対策室とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。
- ⑦ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に対しては、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ポリシー」において組織としての対応方針を明確にし、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止を図る。

2 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できる状態とする。また、「セキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

3 リスク管理体制

- ① 適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。
- ② リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。
 - ア 信用リスク
 - イ 市場リスク
 - ウ 流動性リスク
 - エ オペレーショナル・リスク
- ③ ALMリスク管理委員会及びオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及びその管理状況を把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。
- ④ 災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ的確な対応により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制を整備する。

4 職務執行の効率性確保のための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。
- ② 取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。

5 グループ管理体制

- ① 当行と連結対象子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- ② 当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。
- ③ グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定例的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。
- ④ 当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

6 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

7 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は以下に定める事項について監査役（会）に報告する。
 - ア 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - イ 経営状況についての重要な事項
 - ウ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - エ 重大な法令違反等
 - オ 内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）の運用状況及び通報の内容
 - カ 会計方針、会計基準に関する重要な事項
 - キ その他監査役が報告を求める事項
- ② グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役（会）に報告する。
- ③ 当行とグループ会社は、前2項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ④ 監査役は取締役会のほか、経営会議、業務監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。

また、監査役は代表取締役と定期的会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

（内部統制システムの運用状況の概要）

「内部統制システムの基本方針」については、その運用状況を定期的に取り締役に報告するとともに、経営環境の変化等も踏まえて都度見直しを実施しています。今後も継続的な見直しを行うことにより、管理態勢の強化及び実効性の向上に努めてまいります。

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

1 コンプライアンスに対する取組み

- ① 取締役会で決議したコンプライアンス活動計画に基づき、各種コンプライアンス研修・勉強会やコンプライアンス統括部によるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを推進しました。
- ② コンプライアンス委員会を4回（定例4回）開催し、コンプライアンス活動計画の進捗状況、反社会的勢力との取引遮断に向けた対応状況などコンプライアンスに関する重要事項を協議しました。
- ③ 取締役会で決議した年間監査計画に基づき、執行部門から独立した業務監査部が当行及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会及び業務監査会に月次報告しました。

2 リスク管理に対する取組み

- ① ALMリスク管理委員会を15回（定例12回、臨時3回）、オペレーショナル・リスク管理委員会を4回（定例4回）開催し、各種リスクの状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策等の重要事項を審議しました。
- ② 大規模災害など非常事態発生時において、業務の継続あるいは早期復旧のための迅速かつ確かな対処の実効性を高めるため、業務継続計画書に基づき、危機事象発生を想定した各種訓練を実施しました。
- ③ 新型コロナウイルスへの対応として、新型コロナウイルス緊急対策本部を設置し、感染防止や業務継続性確保のための取組みを実施しました。
- ④ サイバー攻撃やサイバー犯罪のリスクを適切に管理するため、サイバーセキュリティ対策を組織横断的に協議し、平時及び有事の対応態勢の強化に取り組みました。

3 職務執行の効率性確保に対する取組み

取締役会を15回（定例12回、臨時3回）、経営会議を42回開催し、業務計画や総合予算など経営の基本方針に関する事項や業務執行に関する重要事項等を審議決定しました。

4 グループ管理に対する取組み

グループ会社戦略会議を2回、グループ会社コンプライアンス連絡会を2回、百五銀行グループ連絡会を2回開催し、収益・業績管理に関する事項、法令等遵守に関する事項、顧客保護等に関する事項、リスク管理に関する事項等について協議を行いました。

5 監査役監査の実効性確保に対する取組み

- ① 監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性を確保した専任スタッフを1名配置していません。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議、業務監査会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との会合の他、社外取締役との会合、代表取締役及び社外取締役との会合、会計監査人、社外取締役及び業務監査部との会合を持ちました。また、会計監査人、業務監査部、コンプライアンス統括部と定期的に情報交換を行い連携強化を図りました。

第207期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
現金預け金	1,869,399
現金	58,596
預け金	1,810,802
コールローン	5,569
買入金銭債権	13,691
商品有価証券	36
商品国債	12
商品地方債	24
金銭の信託	1,991
有価証券	1,459,074
国債	231,022
地方債	459,957
社債	207,447
株式	212,325
その他の証券	348,322
貸出金	4,223,771
割引手形	3,495
手形貸付	72,174
証書貸付	3,819,567
当座貸越	328,534
外国為替	5,241
外国他店預け	5,062
買入外国為替	10
取立外国為替	169
その他資産	68,602
前払費用	30
未収収益	7,006
金融派生商品	3,383
金融商品等差入担保金	20,282
その他の資産	37,899
有形固定資産	41,747
建物	19,622
土地	19,570
リース資産	13
建設仮勘定	39
その他の有形固定資産	2,501
無形固定資産	3,280
ソフトウェア	3,121
リース資産	0
その他の無形固定資産	158
前払年金費用	29,477
支払承諾見返	16,396
貸倒引当金	△ 18,717
資産の部合計	7,719,562

科目	金額
負債の部	
預金	5,649,515
当座預金	197,660
普通預金	3,337,454
貯蓄預金	41,045
通知預金	33,679
定期預金	1,966,604
その他の預金	73,071
譲渡性預金	171,666
コールマネー	285,000
債券貸借取引受入担保金	268,546
借入金	839,978
借入金	839,978
外国為替	162
売渡外国為替	2
未払外国為替	160
その他負債	52,014
未払法人税等	870
未払費用	2,864
前受収益	850
金融派生商品	20,274
金融商品等受入担保金	176
リース債務	14
資産除去債務	165
その他の負債	26,797
退職給付引当金	2,102
睡眠預金払戻損失引当金	1,629
ポイント引当金	365
偶発損失引当金	236
繰延税金負債	44,977
再評価に係る繰延税金負債	2,470
支払承諾	16,396
負債の部合計	7,335,063
純資産の部	
資本金	20,000
資本剰余金	7,561
資本準備金	7,557
その他資本剰余金	4
利益剰余金	254,768
利益準備金	17,377
その他利益剰余金	237,391
別途積立金	223,114
繰越利益剰余金	14,277
自己株式	△ 173
株主資本合計	282,157
その他有価証券評価差額金	100,502
繰延ヘッジ損益	△ 2,414
土地再評価差額金	4,166
評価・換算差額等合計	102,255
新株予約権	87
純資産の部合計	384,499
負債及び純資産の部合計	7,719,562

第207期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
経常収益		81,995
資金運用収益	54,956	
貸出金利息	33,510	
有価証券利息配当金	19,831	
コールローン利息	9	
預け金利息	1,537	
その他の受入利息	66	
役務取引等収益	17,080	
受入為替手数料	3,230	
その他の役務収益	13,849	
その他業務収益	3,037	
商品有価証券売買益	1	
国債等債券売却益	2,953	
国債等債券償還益	15	
金融派生商品収益	67	
その他経常収益	6,921	
株式等売却益	6,400	
その他の経常収益	521	
経常費用		63,575
資金調達費用	2,363	
預金利息	338	
譲渡性預金利息	14	
コールマネー利息	△ 58	
債券貸借取引支払利息	654	
借入金利息	2	
金利スワップ支払利息	1,405	
その他の支払利息	6	
役務取引等費用	5,109	
支払為替手数料	429	
その他の役務費用	4,679	
その他業務費用	11,494	
外国為替売買損	182	
国債等債券売却損	10,624	
国債等債券償還損	612	
国債等債券償却	75	
営業経費	39,249	
その他経常費用	5,359	
貸倒引当金繰入額	3,693	
株式等売却損	717	
株式等償却	242	
金銭の信託運用損	21	
その他の経常費用	683	
経常利益		18,419
特別利益		14
固定資産処分益	14	
特別損失		525
固定資産処分損	323	
減損損失	202	
税引前当期純利益		17,908
法人税、住民税及び事業税	3,977	
法人税等調整額	956	
法人税等合計		4,933
当期純利益		12,975

第207期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,872,987	預金	5,642,542
コールローン及び買入手形	5,569	譲渡性預金	167,366
買入金銭債権	13,691	コールマネー及び売渡手形	285,000
商品有価証券	36	債券貸借取引受入担保金	268,546
金銭の信託	1,991	借入金	846,832
有価証券	1,449,021	外国為替	162
貸出金	4,200,356	その他負債	66,129
外国為替	5,241	賞与引当金	242
リース債権及びリース投資資産	29,243	退職給付に係る負債	455
その他資産	88,966	役員退職慰労引当金	123
有形固定資産	44,827	睡眠預金払戻損失引当金	1,629
建物	19,812	ポイント引当金	489
土地	19,790	偶発損失引当金	289
建設仮勘定	39	特別法上の引当金	2
その他の有形固定資産	5,185	繰延税金負債	47,782
無形固定資産	3,396	再評価に係る繰延税金負債	2,470
ソフトウェア	3,223	支払承諾	16,396
その他の無形固定資産	173	負債の部合計	7,346,462
退職給付に係る資産	36,758	純資産の部	
繰延税金資産	827	資本金	20,000
支払承諾見返	16,396	資本剰余金	10,385
貸倒引当金	△ 21,002	利益剰余金	262,680
資産の部合計	7,748,309	自己株式	△ 173
		株主資本合計	292,892
		その他有価証券評価差額金	100,635
		繰延ヘッジ損益	△ 2,414
		土地再評価差額金	4,166
		退職給付に係る調整累計額	6,479
		その他の包括利益累計額合計	108,866
		新株予約権	87
		純資産の部合計	401,847
		負債及び純資産の部合計	7,748,309

第207期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		98,683
資金運用収益	54,167	
貸出金利息	33,488	
有価証券利息配当金	19,065	
コールローン利息及び買入手形利息	9	
預け金利息	1,537	
その他の受入利息	66	
役務取引等収益	19,394	
その他業務収益	18,254	
その他経常収益	6,866	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	6,866	
経常費用		79,260
資金調達費用	2,381	
預金利息	338	
譲渡性預金利息	14	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 58	
債券貸借取引支払利息	654	
借入金利息	21	
その他の支払利息	1,411	
役務取引等費用	4,747	
その他業務費用	23,552	
営業経費	42,769	
その他経常費用	5,810	
貸倒引当金繰入額	4,132	
その他の経常費用	1,678	
経常利益		19,423
特別利益		14
固定資産処分益	14	
特別損失		528
固定資産処分損	325	
減損損失	202	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		18,908
法人税、住民税及び事業税	4,554	
法人税等調整額	951	
法人税等合計		5,506
当期純利益		13,402
親会社株主に帰属する当期純利益		13,402

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

株式会社 百五銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 昌紀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤澤 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百五銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第207期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

株式会社 百五銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 昌紀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤澤 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百五銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適

切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第207期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 百五銀行 監査役会

常勤監査役 中 津 清 晴 ㊟

常勤監査役 中 川 崇 ㊟

社外監査役 西 田 孝 ㊟

社外監査役 鶴 岡 信 治 ㊟

社外監査役 川 端 郁 子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

開催会場

三重県津市丸之内31番21号 (丸之内本部棟 2階大講堂)
電話 (059) 223-2305 (総務部総務課)



交通

○JR・近鉄津駅下車 … バス約10分 三重会館前下車
○近鉄津新町駅下車 … バス約10分 三重会館前下車

※駐車場のご用意ができかねますので、公共交通機関などをご利用いただきますようお願い申し上げます。

